

横根平子の まちづくり通信

2013年12月発刊

横根平子のまちづくりを考える会

vol.5

ハラハラと舞う落ち葉に目を奪われる季節。先日行われた「自然観察会」でも、様々な色や形の落ち葉やどんぐりを発見！まちの魅力を再確認するひとときでした。さらに今回は11月開催の「税の基礎知識」勉強会についてもレポートします。

私たちのまちは、こんなまち

12/1
(日)

色づくまちを歩いて。
自然観察会と青空カフェ開催！

参加者は総勢22名！

小春日和の日曜日、中村墓地近くの畑から宝池までを散策しました。子ども達の声が響く賑やかな観察会となりました。



どんぐりを拾いつつ、ぼちぼち歩き。

事前に野鳥観察員の方と下見をした甲斐あって!? つたない説明でしたが、会員が野鳥や草木の話しながら歩きます。途中、切り立った崖にカワセミの巣を発見！

カワセミはヘビを逃れて崖の上の方に巣を作るのだとか。

宝池にはカルガモの他、キンクロハジロやホシハジロなどの渡り鳥も。

のどかな風景の中、ティータイム。

美しい紅葉を愛で、大根とサツマイモを掘り最後はお茶とお菓子で一息。澄んだ空気の中で会話も弾みます。



まちづくりは、今

11/10
(日)

固定資産税について、わかりやすく解説!

大府市出前講座 「税の基礎知識」勉強会開催

固定資産税の算出方法を中心に市の税務課職員の方に説明して頂きました。質問タイムでは素朴な疑問や悩みなど、様々な質問が飛び交いました。



熱心に聴き入る参加者。
「固定資産税のしおり」という資料を使って説明がされました。

参加者アンケートより

- ・市職員の方の善意と親切さがとても良好でした。
- ・2011年度大府市の固定資産税55億円、都市計画税11億円という数字を改めて認識しました。
- ・土地評価額の決定基準などはっきりしない所もありました。

このまちの税金はどうなるの? (質問より抜粋)

Q

この地区の区画整理後の固定資産税について。

A

全体的に増額になるかは即答できません。市役所で個別に対応します。区画整理前と後とで土地評価額を比較すると、減歩率等のマイナス要因が各々違うので、一律に評価額の増額、つまり固定資産税の増額になるとは限りません。ただ、一般的に区画整理後は宅地形状の整形、道路新設、建ぺい率の緩和等の土地利用価値が上がるので、土地評価単価は上昇します。

Q

周辺地区の土地の固定資産税について。

A

全体的に増額になるかは即答できません。市役所で個別に対応します。一般的に道路拡幅、建ぺい率の緩和等の土地利用価値が上がるのであれば、土地評価額は上昇します。

Q

固定資産税みなす課税について。

A

この地区の適用については未定です。大府市の施行済土地区画整理事業で適用実績はありません。ただし施行期間が長引けば、税負担の公平から適用が望ましいでしょう。

みなす課税とは...

仮換地指定された土地について、仮換地を使える日(使用収益の開始)から事業完了(換地処分の登記)までの間、使っている人を土地の所有者とみなして課税すること。

詳しく知りたい方は税務課へ。事前に電話しておくが確実です。

大府市役所税務課資産税係 0562-45-6260

次号予告!

6号(2014年2月発行予定)では、区画整理の重要キーワード「換地(かんち)」について詳しく解説します! お見逃しなく!

問い合わせ先
横根町平子

鷹羽 0562-46-4380
加納 0562-47-2595

<http://yokonehirako.jimdo.com/>

横根平子のまちづくりを考える会

検索

ブログも更新中!